

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 243 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 1 月 4 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、県庁本館 1 階北側及び南館 1 階西側の新聞等仕分け用の棚（以下「仕分け棚」という。）に置かれた県庁宛ての封書などの個人情報の漏えい、紛失・盗難に関する危機管理についての部内規定に関する文書（以下「本件請求文書 1」という。）並びに業者が仕分け棚を独自に利用している法的根拠に関する文書（以下「本件請求文書 2」といい、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 を「本件請求文書」と総称する。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 1 月 30 日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、本件処分を行うに際し、平成 19 年 1 月 17 日付けで異議申立人に補正通知を行い、同月 21 日付けで、異議申立人から当該補正通知への回答書が提出された。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 2 月 18 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は当然に部内規定を設けていると考えられるにもかかわらず、本件処分があったことは納得できない。
- (2) 本件請求で指摘された自らの不手際を隠匿するため、総務室は、「この棚は、新

聞・チラシを各所属へ配布するためのものです。メール便等の配達物は、宛先の所属まで直接持ち込んでください。」という文面の張り紙を新規に掲げ、商用目的などと偽って外来者用駐車場を目的外利用していた実態を隠匿した時と同様の手口で、差出人の個人情報の漏えいなどに関する対応策を従来は放置していた実態があるにもかかわらず、これを闇に葬り去ろうと画策している。

- (3) 自らに不利な事実を隠匿又は仮装し、また、諮問を含めて組織的に時間稼ぎをすることで、開示請求や不服申立てを行うに至った背景とその実態を仮装しようとする行政手法に対して抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 仕分け棚の使用状況について

仕分け棚は、県庁本館1階北側、南館1階西側及び東館1階に設置されており、新聞、チラシや信書ではないメール便等を各所属に仕分けるためのものとして宅配業者等により使用されている。日本郵政公社による一般の郵便物、県の地方機関等から集配した文書は、文書法制室（逓送室）に配達され、逓送室の職員により各所属に配達することになっているため、仕分け棚に入ることはない。

宅配業者の使用については、承認行為等は行っておらず、事実上、新聞、チラシ等の投函場所として使用されているものである。

(2) 仕分け棚に投函される物件について

仕分け棚に投函される物件は、新聞、チラシや信書ではないメール便等である。

こうした新聞等の紛失・盗難の危機管理については、警備委託業者の通常の警備業務で足りるものであり、また、個人からの県庁宛ての物件で差出人の個人情報が記載されている場合があれば、宅配する側に、個人情報を不特定多数の目に触れさせないように直接所属に持ち込む義務があると考えているし、実際にこれまで問題も起きていない。

よって、封書などの個人情報の漏えい、紛失・盗難に関する危機管理についての部内規定についても特別に規定を定める必要があるとは考えていない。

(3) 業者が仕分け棚を独自に利用している法的根拠について

前述のとおり、仕分け棚は、新聞、チラシ等の投函場所として事実上使用されているものであり、業者がこの棚を独自に利用している法的根拠はない。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求文書1は、仕分け棚に置かれた県庁宛ての封書などの個人情報の漏えい、紛失・盗難に関する危機管理についての部内規定に関する文書であり、本件請求文書2は、業者が仕分け棚を独自に利用している法的根拠に関する文書である。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得しておらず、本件請求文書は存在しないとして本件処分を行っていることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求文書1について

ア 個人情報の漏えいに関する文書について

実施機関は、上記第4(1)のとおり、日本郵政公社による一般の郵便物、県の地方機関等から集配した文書は、文書法制室(逓送室)に配達される旨説明するので、当審査会で確認したところ、広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)第10条において、「本庁等に到着した文書等は、文書取扱室等において收受し、親展のもの(「秘」の表示があるものを含む。以下同じ。)にあっては封をしたまま、親展のもの以外のもの(「秘」の表示があるものを除く)にあっては開封し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により交付しなければならない。(後略)」と規定され、文書管理室等について、同規程第2条第1号で「本庁にあっては総務企画部管理総室文書法制室(以下「文書法制室」という。)を、地方機関にあっては庶務事務を取り扱う課(課が置かれない場合は、これに相当する組織。以下同じ。)をいう。」と定義されていた。そして、実施機関によると、本庁において文書法制室が文書等を收受する場所は本館にあり、仕分け棚が設置されている場所ではないということであった。

そして、実施機関は、前記以外の物件については、上記第4(2)のとおり、差出人の個人情報が記載されていれば、宅配する側が直接所属に持ち込む義務があると認識している。

このように、そもそも実施機関が、仕分け棚に個人情報が記載されている文書等が置かれることはないことを認識していることからすれば、個人情報の漏えいに関する部内規定を定める必要がないという実施機関の説明は、不自然又は不合理とは認められない。

イ 紛失・盗難に関する危機管理に係る文書について

実施機関は、上記第4(2)のとおり、仕分け棚における新聞等の紛失・盗難の危機管理については、警備委託業者の通常の警備業務で足りると説明するので、実施機関に対して、本件請求時に契約していた県庁舎の警備業務の委託契約書の提出を求めたところ、保存年限満了により廃棄済みのため、現在適用されている委託契約書(平成28年度から平成30年度までを契約期間とするもの)が提出された。

当該委託契約書には、県庁舎内の不審者や遺失物への対応等、庁舎の警備業務に関する一般的な仕様が定められていたが、仕分け棚に特化した規定はなかった。そして、実施機関によれば、本件請求時点の契約内容は、概ね現在の契約内容と同様であると考えられ、仕分け棚に特化した規定についても、現在の委託契約書と同様、本件請求時の委託契約書にもなかったと考えられるということであった。

また、仕分け棚に置かれる新聞は、実施機関が購入する物品であることから、当審査会において広島県物品管理規則(昭和39年広島県規則第33号)を見分したところ、物品に関し、買入れ時における検査、保管、亡失したときの措置等に関して定められていたが、仕分け棚に特化した規定はなかった。

本件請求文書1の「部内規定」とは、本件請求の趣旨からすると、仕分け棚に置かれた封書等を対象とする危機管理に関するものであると認められることから、少なくとも仕分け棚に関する規定を含むものを指すと解すべきであり、そうすると、警備業務の委託契約書や広島県物品管理規則は、これに該当しない。

以上のことから、紛失・盗難に関する危機管理についての部内規定を定める必要がないとする実施機関の説明に不自然又は不合理な点は認められない。

(2) 本件請求文書2について

実施機関は、業者が仕分け棚を利用することについての法的根拠はない旨説明するため、当審査会において広島県庁内取締規則（昭和32年広島県規則第16号）を見分したところ、同規則は、県庁舎及び県庁構内における秩序の維持及び施設等の保安全管理に万全を期すことにより、公務の正常な運営を確保すること（同規則第1条）を目的とするとされ、許可を必要とする行為として、行商その他これに類する商行為（同規則第5条第1号）及び宣伝その他これに類する行為（同条第3号）が掲げられていた。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、広島県庁内取締規則第5条第1号は庁舎内で物品等の販売を行う行為、同条第3号は、広告・チラシ等を職員個人や職員の執務机に直接配付する行為が該当し、業者が仕分け棚に新聞を投函する、あるいは広告・チラシ等を配付することは、これらの行為には該当せず、同取締規則による許可は不要ということであった。

そうすると、仕分け棚が新聞の投函場所やチラシ等の配付場所として事実上使用されているものと認められ、業者が仕分け棚を独自に利用している法的根拠はないという実施機関の説明は不自然又は不合理とはいえない。

(3) 以上のことから、実施機関が、本件請求文書について作成又は取得していないため、これを不存在とした本件処分は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 3. 5	・ 諮問を受けた。
19. 8. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 1. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 2. 21	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20.12. 2	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 3. 24 (平成 29 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 20 (平成 30 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授